別紙２

募　集　要　項

1. **趣旨**

消費者トラブルを防止するためには、県民に悪質商法の手口や相談が多い事例、対処方法を広く周知し、個々人が常に危機意識を持つことが必要である。

本事業は、小学生・中学生・特別支援学校の生徒向けに、子どもたちが興味を持ち、理解がしやすい内容の啓発動画を作成するものである。

本要項は、当該事業を実施するにあたり、広く企画の提案書を公募し、契約者を選考するために定める。

**２．契約に付する事項**

（１）業務名

消費者トラブル防止啓発動画作成業務

（２）業務仕様書

別紙２「消費者トラブル防止啓発動画作成業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和７年３月31日まで

（４）委託金額の上限

６，４９０，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**３．参加資格**

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
2. 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。

（３）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（４）県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。

（５）宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

（６）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

（７）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**４．企画提案書の提出**

（１）提出期限

令和６年11月15日17：00（必着）

（２）提出書類

以下①～⑤の提出物（いずれも提出必須）について、持参または郵送で６部提出すること。（③のみ提出部数は１部とする）また、データについてもEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。

①企画提案書（様式１）

②見積書（任意様式）

③誓約書（様式２）

④企画内容プレゼン書類（任意様式）

⑤提案者の概要がわかるもの

　　企画提案に関する有効な資料や会社概要及びパンフレット

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、⑥～⑩に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて各1部提出すること。

⑥営業概要書、貸借対照表、損益計算書

⑦納税証明書（県税）

⑧納税証明書（地方消費税）

⑨登記簿謄本

⑩定款（写し）

（３）提出先　　　　　大分県消費生活・男女共同参画プラザ　消費生活班

〒８７０－００３７

大分県大分市東春日町１番１号

　　　　　　　　　　　　　E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

　　　　　　　　　　　　　電　話：097-534-2038

**５．企画提案書の作成要領について**

消費者トラブルを防止するため、下記の消費者トラブル防止に向けた啓発動画及びワークシートの作成案を提案すること。

1. 企画提案内容

ア　アニメーション動画（５本以上）

仕様書のとおり以下のテーマの中から、動画イメージ（絵コンテ等）を３本程度作成すること。

1. ゲーム課金
2. インターネット通販トラブル（商品相違・偽サイト等）
3. キャッシュレス決済
4. マルチ商法
5. 街頭勧誘

イ　ワークシート

　　　　　　ワークシートは動画の解説や補足ポイント等、映像と連動したものとし、わかりやすいものとする。

自分で考える時間を設け、消費者トラブルについて学習整理できるものとする。

上記で作成した動画イメージに対応するワークシート案を作成すること。

ウ　その他自由な提案

　　　　仕様書に定めるもののほか、委託経費の範囲内で行うことのできる新たな提案について自由に記入すること。

1. アニメーション動画の基本コンセプト

ア　小学生・中学生・特別支援学校の生徒対象とすること

イ　幅広い年代や学習進度に応じることができるようわかりやすい内容であること

ウ　漢字にはふりがなをふること

**６．質疑**

　　　提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、４（３）に記載したメールアドレスあてに、「質問票（様式３）」にて、令和６年10月25日（金）正午までに照会すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

　　　質問に対する回答は、令和６年11月１日（金）までに大分県ホームページに掲載する。

**７．審査について**

（１）審査方法

　　　　①企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案１件を選定する。

　　　　②提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙３「審査基準表」に基づき審査する。１社につき、持ち時間２５分（提案：１５分、質疑応答１０分）とする。

③最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

④提案者が１者のみの場合は、提案が基準点を満たす場合のみ採択する。

⑤提案競技参加者が多数の場合、大分県消費生活・男女共同参画プラザは予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

（２）審査委員会

1. 日時

　　　　　　令和６年11月21日（木）（時間については申込者に別途通知を行う。）

1. 場所

大分県消費生活・男女共同参画プラザ　小会議室２

　　（３）その他注意事項

　　　　①　補完資料について

　　　　　　説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。

1. 質疑応答時の注意事項

　　　　　　委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

（４）審査結果

　　　　　審査結果は、**令和６年11月25日（月）**を目途に企画提案者に対してメールにより通知する。

　　　　　なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

（５）委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

**８．業務委託契約の締結**

　　　県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

**９．受託者の変更**

　　　契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者

に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

**１０．その他**

（１）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。なお、初回の打ち合わせは県と日程調整の上、早期（12月上旬頃）に行うこと。

（２）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

（３）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。

（４）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

（５）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（６）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

（７）本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定）である場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）

（８）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

**１１．契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

大分県消費生活・男女共同参画プラザ　消費生活班

〒８７０－００３７

大分県大分市東春日町１番１号

　　　E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

　　　電　話：097-534-2038